

岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務 企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目	審査の観点	配点	
1 企画提案内容が優れていること	本業務の目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であると認められるか。	20	80
	形状、耐久性、利便性、手入れ法等に機能上及び維持管理上の支障がないか。	20	
	デザイン、塗装、装飾等に品格や独創性が認められるとともに、待合スペース内での調和が図られるものとなっているか。	20	
	県産木材、県産品のPRに繋がるような工夫がされているか。	20	
2 業務実施に十分な体制を有すること	過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	10	10
3 見積が適正であること	予算の範囲内で見積が行われているか。 また、積算単価、数量が適正かつ経済的であり、提案内容との整合性等がとれているか。	10	10
計			100

【採点基準】

区 分	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題ない（中位点）	6	12
やや問題あり（一部修正が必要）	4	8
問題あり（大幅修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等により書類審査を行う。
 - ▶提案者の出席によるプレゼンテーションは行わない。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付けることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、全ての委員の評点が60点を上回る場合には、本業務を実施するにふさわしいものと評価するものとする。
- (5) 委員会は、評価結果について県に報告するものとする。